

条の二第一項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第一項」に、「又は歯科医師法第七条の二第二項」を「歯科医師法第七条の二第二項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第三項」に改める。

第十条第一項第二号中「若しくは歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号」を「歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは保健師助産師看護師法第十四条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「保健師助産師看護師法第十四条第一項」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日
- 三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤

師法第二十二条の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（診療所の療養病床以外の病床に関する経過措置）

第三条 診療所の療養病床以外の病床であつてその構造設備について附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に、医療法第二十七条の規定により許可証の交付を受けたものについては、同日において、第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項の規定に基づき診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなす。

2 次に掲げる病床については、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の七の規定にかかわらず、同条の規定による都道府県知事の勧告の対象としない。

一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に第一条の規定による改正前の医療法第七条第一項又は第二項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

3 第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床（次項において「特定病床」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第一項及び第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

4 特定病床は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前項の政令で定める日までの間は、

第二条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条の二第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

（入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置）

第四条 施行日において現に病院又は診療所に入院している患者については、新医療法第六条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（業務に関する報告書の内容の公表に関する経過措置）

第五条 施行日前に第二条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第十二条の二又は第十二条の三の規定に基づき提出された業務に関する報告書については、新医療法第十二条の二第二項又は第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

（嘱託する病院又は診療所に関する経過措置）

第六条 施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用については、施行日から一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（医療計画に関する経過措置）

第七条 施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画（同条第十項の規定により変更されたものを含む。）は、新医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。

（特別医療法人に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧医療法第四十二条第二項に規定する特別医療法人である者（以下この条において「旧特別医療法人」という。）については、施行日から五年を経過する日までの間（当該期間内に新医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたときは、その日までの間）は、旧医療法第四十二条第二項及び第三項並びに第六十四条の二（旧医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定（旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過する日までの間に新医療法第四十二条の二第一項の認定の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

（定款又は寄附行為の変更に関する経過措置）

第九条 施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要となる定款

又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、新医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可）の申請をしなければならない。

2 施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があつた日）までは、新医療法第六章の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（残余財産に関する経過措置）

第十条 新医療法第四十四条第四項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、

施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産

の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第四十四条第四項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）、新医療法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

（役員の任期に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に医療法人の役員である者の任期は、新医療法第四十六条の二第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の役員としての残任期間と同一の期間とする。

（事業報告書等に関する経過措置）

第十二条 新医療法第四十六条の四第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

2 新医療法第五十一条から第五十二条までの規定は、施行日以後に始まる会計年度について適用し、施行

日前に始まる会計年度については、旧医療法第五十一条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有す

る。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の規定の適用については、新医療法第七十一条の七から第七十一条の十まで及び第七十一条の十二の罪は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。

（再免許の交付に関する経過措置）

第十四条 施行日前に第四条の規定による改正前の医師法第七条第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第四条の規定による改正後の医師法第七条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前に第五条の規定による改正前の医師法第七条第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第五条の規定による改正後の歯科医師法第七条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第七条の規定による改正前の保健師助産師看護師法第十

四条第一項又は第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第七条の規定による改正後の保健師助産師看護師法第十四条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第九条の規定による改正前の薬剤師法第八条第二項の規定により免許を取り消された者に係る第九条の規定による改正後の薬剤師法第八条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用している者については、第六条の規定による改正後の保健師助産師看護師法第四十二条の三の規定は、施行日から六月間は、適用しない。

(施行日前の準備)

第十六条 新医療法第六条の五第一項第七号若しくは第十一号から第十三号までに掲げる事項の案又は同条第四項に規定する基準の案の作成については、厚生労働大臣は、施行日前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

(健康保険法の一部改正)

第十七条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「療養病床」を「病床」に改め、同条第四項第二号中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に、「第三十条の七」を「第三十条の十一」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の項中「第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、同表歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の項中「第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項」に改め、同表保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項中「第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項」を「及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する

場合を含む。）、第十五条第四項に改め、同表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項中「第九条」を「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条」に改める。

（地域保健法の一部改正）

第十九条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十条の三第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第二十条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二養護教諭の項第二欄口中「第七条」を「第七条第一項」に、同欄ハ中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

別表第六備考第二号中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一百条第三項中「第三項前段」の下に「、第七条の二第一項、第七条の三」を加え、「並びに第三十三

条」を「、第三十三条の二並びに第三十三条の三」に改め、同項の表中

第七条第二項

厚生労働大臣	沖縄県知事
免許を取り消し	業務を禁止し

を

第七条第二項	第七条第二項
第七条第二項第三号	第七条第二項第三号

厚生労働大臣	沖縄県知事
免許の取消し	業務の禁止

項の次に次のように加える。

第七条の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
第七条の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事

第一百条第三項の表第三十三条の項中「第三十三条」を「第三十三条の二第一号」に改め、同表に次のように加える。

第三十三条の二第二号	第七条の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第七条の二第一項
第三十三条の二第三号	第七条の三第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において

に改め、同表第七条第三項の

〔準用する第七条の三第一項〕

第一百条第五項中「行なう」を「行う」に、「第六十九条」を「第六条の五」に改め、同条第六項中「第三条第一項」の下に「第六条の三及び第六条の四」を加え、「以下「臨床研修修了医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」に、「以下「臨床研修修了歯科医師」を「同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了歯科医師」に、「〔臨床研修修了歯科医師〕とあり」を「〔臨床研修等修了歯科医師〕とあり」とあり」に、「第十二条第二項」を「第六条の五第一項第六号及び第七号、第十二条第二項」に、「及び第七十二条第一項」を「並びに第七十二条第一項」に改め、「並びに第六十九条第一項第五号」を削り、同条第七項中「及び第七十二条から第七十四条まで」を「第七十二条第一項及び第二項、第七十三条並びに第七十四条」に、「行なう」を「行う」に改め、同項の表第七十三条第一号の項中「第六十九条第

一項若しくは第五項」を「第六条の五第三項」に改め、同表第七十四条第一号の項を次のように改める。

第七十四条第一号	第八条
第九条から第十二条まで	<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第一百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第八条</p>
冲縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第一百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第九条	

第一百一条第二項中「第三項前段」の下に「第七条の二第一項、第七条の三」を加え、「並びに第三十一条」を「第三十一条の二並びに第三十一条の三」に改め、同項の表中

第七条第二項

厚生労働大臣

沖縄県知事

第七条第二項

免許を取り消し

業務を禁止し

を

第七条第二項第三号

厚生労働大臣

沖縄県知事

免許の取消し

業務の禁止

に改め、同表第七条第三項

第七条の二第一項

厚生労働大臣

沖縄県知事

再免許

禁止処分の取消し

第七条の三第一項

厚生労働大臣

沖縄県知事

第一百一条第二項の表第三十一条の項中「第三十一条」を「第三十一条の二第一号」に改め、同表に次のように加える。

第三十一条の二第二号

第七条の二第一項

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第一百一条第二項において準用する第七条の二第一項

第三十一条の二第三号

第七条の三第一項

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第一百一条第二項において準用する第七条の三第一項

第一百一条第三項中「「臨床研修修了医師」」を「臨床研修等修了医師」とあり」に、「「臨床研修修了歯科医師」」を「臨床研修等修了歯科医師」とあり」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百八条第五項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第二十四条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百二十条の二第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第

五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

第一百六十九条の二第三項第一号中「第七百六条第一項の社債権者集会」を「第七百六条第一項（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会」に改め、同項第二号中「第七百六条第一項ただし書」の下に「（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「同法第五十一条」を「同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「毎事業年度」との下に「「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と」を加え、同条第五項中「第六十九条第一項」を「第六条の五第一項」に改める。

（破産法の一部改正）

第二十六条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第

五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第二十七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二条）

の一部を次のように改正する。

第九十条中「第二章」を「第四章」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条のうち医療法第七条の二第六項の改正規定中「第七条の二第六項」を「第七条の二第七項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二十九条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第四項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

附則第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）」の下に「薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

良質な医療が提供される体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、国民の医療に関する選択を支援し、医療の安全を確保するために必要な措置を導入するとともに、医療計画制度の拡充、医療法人の非営利性の強化及び地域における医療従事者の確保に資する施策の実施を行うほか、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設等、医療従事者の資質の向上を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。